

医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6（歯科点数表第2章第9部の通則4を含む。）に掲げる手術件数（令和7年1月1日～12月31日）

1 区分1に分類される手術

手術の件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	31
イ	黄斑下手術等	6
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	24
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	113

2 区分2に分類される手術

手術の件数

ア	靭帯断裂形成手術等	3
イ	水頭症手術等	9
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	75
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	26

3 区分3に分類される手術

手術の件数

ア	上顎骨形成術等	2
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	16
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術等	3
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	2
キ	同種死体腎移植術等	0

4 区分4に分類される手術件数

486

5 その他の区分に分類される手術

手術の件数

人工関節置換術	157
乳児外科施設基準対象手術	0
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	58
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	10
経皮的冠動脈形成術	25
急性心筋梗塞に対するもの	2
不安定狭心症に対するもの	5
その他のもの	18
経皮的冠動脈粥腫切除術	0
経皮的冠動脈ステント留置術	176
急性心筋梗塞に対するもの	27
不安定狭心症に対するもの	29
その他のもの	120